

# YOU.lab 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この団体は、「ゆうらぼ」と呼称し、名称を「YOU.lab」とする。

### 第2条 (事務所)

この団体は、主たる事務所を代表宅に置く。

### 第3条 (目的)

この団体は、社会全体の幸福の増進につながる課題解決に向けた事業構想を描き、その実現のために、広く市民・諸機関・諸団体と協働し、各々が有する経験・知識・技術を統合して地球社会の持続的発展に貢献する活動を目的とする。

### 第4条 (事業)

この団体は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会的な課題を解決するための事業構想の立案及び提言
- (2) 事業構想実現に向けたプロジェクト活動の推進
- (3) 社会的な課題解決の実践に寄与する知見の研究及び提言
- (4) 関係する市民・諸機関・諸団体との交流
- (5) 研究会、研修会、講演会などの開催
- (6) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

### 第5条 (事務局)

この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

## 第2章 会員

### 第6条 (種別)

この団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員 この会の目的達成のために賛助を申し出た個人又は法人

## 第7条（入会）

正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

## 第8条（会費）

会員は、総会において別に定める年会費を各事業年度中の入会の認められた月までに納入しなければならない。

## 第9条（退会）

会員は、退会通知を代表に提出し、任意に退会できるものとする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を期限後2ヶ月過ぎても納入せず、代表が納入の意思がないものと判断したとき。

## 第3章 役員

### 第10条

会員が次の各項のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員の過半数以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

(2) この団体の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第11条（種別）

この団体に、次の役員を置く。

(1) 代表 1名以上、2名以内

(2) 理事 1名以上、5名以内

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 代表は理事を兼務する。

## 第12条（職務）

代表は、この団体を代表し、この定款の定め並びに総会の議決に基づき、その業務を統括・執行する。

2 理事は、この団体の会務を司り円滑に運営する。

## 第13条（任期）

役員任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

## 第14条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第15条（報酬等）

役員は、無給とする。但し、第4条に掲げる事業を収益事業として行い、役員が業務提供する場合は、この限りではない。

## 第4章 総会

### 第16条（開催）

この団体の総会は、正会員をもって構成し、通常総会を年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時総会を開催できるものとする。

2 総会は、代表が招集する。

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

### 第17条（機能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散

(3)事業の変更

(4)事業報告及び収支決算

(5)役員を選任又は解任

(6)その他会の運営に関する重要事項

#### 第18条（議決）

総会の議決事項は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は代表の決するところとする。ただし、委任状による出席および議決権の行使を認めることができる。

#### 第19条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成する。

### 第5章 会計及び事業計画

#### 第20条（経費）

入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

#### 第21条（管理）

会計は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て代表が別に定める。

#### 第22条（事業計画及び予算）

この団体の事業計画及び予算は、代表が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### 第23条（事業年度）

この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第6章 定款

#### 第24条（定款変更）

この団体の定款を変更するときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経なければならない。

## 第25条（委任）

この定款に定めるもののほか、この団体の運営に必要な事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

### 付則

この定款は、この団体の設立の日から施行する。

2 この団体の設立初年度の事業計画及び予算は、この定款の規定に関わらず、事務局運営とすることができる。